

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について

次代を担う子供達が健やかに生まれ育つ環境を作る為、次世代育成支援対策推進法が2003年に制定されました。この法律に基づき、当社では仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等について「一般事業主行動計画」を策定し、取組みを実施してまいりました。

この度、2025年4月1日～2030年3月31日までの5年間の計画期間とする、「行動計画」を次の通り策定しましたので、お知らせ致します。

ナス物産株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2030年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1： 出生時における育児休業の取得を奨励する。また、積極的に育児に参加できる時間を増やすことを目指す。男性の育児休業取得率を3分の1以上とする。

【対策】 2025年4月～育児休業等の利用促進に関する方針を周知し、育児休業等を希望する社員への個別周知、意向確認を行う。

目標2： 育児支援に資する制度・仕組みについて、制度の運用状況等を確認しながら労使一体で幅広く行う。

【対策】 2025年4月～現行制度の運用状況を確認しながら、改善点等について幅広く検討を行う。(継続)

目標3： 年次有給休暇取得の奨励や、所定時間外労働の削減を進め、仕事優先の生活から、仕事時間と生活時間のバランスが取れた働き方に意識を変えることを促す。所定時間外労働は1人当たり平均月8時間以下とする。

【対策】 2025年4月～取得の少ない従業員に対して上長を通じた取得勧奨を行うことで年休取得率の向上を図る。また、家族の誕生日等の記念日に有給休暇を取得することを勧奨する。
労働時間実績のフォローを行うとともに、適切な人員配属による労働時間の平準化等を通じて、全社での所定外労働時間の削減に努める。

以上